

令和3年度就学援助制度について

福島市教育委員会

福島市では、市内の国公立小中学校に通学する児童生徒の学用品費や学校給食費の支払いにお困りのご家庭に対し、その経費の一部を援助する制度を設けています。

希望される方は、申請書と必要書類を通学する小中学校に提出してください。

1. 就学援助の対象となる方

福島市内に住所を有し、市内の国公立小中学校に通う児童又は生徒の保護者で、下記のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①生活保護を受給している世帯の方
- ②経済的な理由により、児童又は生徒を学校に通わせることが困難である世帯の方

※前年の世帯全員の所得金額の合計額が、教育委員会が別に定める基準以下の世帯の方

※基準額は世帯人数や構成等によって変わります。

2. 援助の内容

就学援助の受給認定の方には、下表に記載する対象経費が援助されます。中途認定の方は、認定日以降からの援助となります。

令和3年度対象経費

対象経費	小1	小2～6	中1	中2～3
学用品費等（年額）	13,230 円	15,500 円	25,040 円	27,310 円
新入学児童生徒学用品費等 （4月認定の新1年生のみ）	51,060 円	—	60,000 円	—
学校給食費	実費額		実費額	
修学旅行費 （小・中学校でそれぞれ一回）	実費額 （一部対象外経費あり）		実費額 （一部対象外経費あり）	
校外活動費（宿泊を伴うもの） （各学年で年一回）	実費額 （限度額 3,690 円、一部対象外経費あり）		実費額 （限度額 6,210 円、一部対象外経費あり）	
体育実技用具費	授業に使用するもの （スキー・スケート）		授業に使用するもの （柔道・剣道・スキー・スケート）	
医療費 （生活保護を受けている方のみ）	学校保健安全法に規定する疾病にかかる医療費の自己負担額			

※医療費の対象となる疾病は、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性鼻炎、アデノイド、う歯（むし歯）、寄生虫病（卵保有を含む）、白癜、疥癬、膿疱疹（とびひ）です。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費と学校保健安全法に規定する疾病の医療費自己負担分のみが援助対象となります。

※このほか、就学援助の認定を受けた生徒又は児童は、「日本スポーツ振興センター共済掛金」が免除されます（5月1日までの認定者のみで、国立の小中学校児童生徒は対象外）。

3. 支給方法等

- （1）学用品費等は年3回（7月、10月、2月の教育委員会が定める日）、学期ごとに支給します。
- （2）学用品費等は保護者の指定する口座に振り込みます。ただし、特別の事情があり、就学援助費受領の権限を学校長に委任する方は、学校長の指定する口座に振り込みます。
- （3）学校給食費は教育委員会から各学校に直接支払います（学校から保護者への請求はありません）。
- （4）新入学児童生徒学用品費等は1学期分の学用品費等と併せて支給します（入学前支給認定を受けた方は3月中旬に支給します）。

4. 申請方法

◆申請書の配布場所：各小中学校、学校教育課（※市のホームページからも印刷可）

◆申請書提出先：お子様が通学する小中学校へ提出してください。 ※申請は毎年、学校ごとに必要です

◆提出書類：

①「就学援助受給申請書」（申請者全員）

②添付書類（該当する方のみ）

（ア）所得課税証明書（市区町村が発行する最新年度のもの。前年度所得課税状況が確認できる証明書）

→申請書裏面「就学援助受給申請者所得情報調査同意書」へ世帯主が同意することにより添付を省略できます。

（注）申請する年の1月1日に市外に住民登録していた方は、前住所地市区町村の発行する所得課税証明書の添付が必要です。

（イ）「借家であることを証する書類」等（借家にお住まいの場合）

→賃貸契約書、家賃決定通知書、領収書、家賃引落を確認できる通帳の写し等（契約者がわかるもの）

（ウ）下表の申請理由(1)～(11)に該当する理由がある場合はそれを証明できる書類

◎申請理由及び申請時の添付書類

申請理由	添付書類（コピー可）
(1) 生活保護を受けている	保護決定通知書
(2) 生活保護の停止または廃止	保護決定通知書 （「停止」または「廃止」のわかるもの）
(3) その他（経済的な理由により就学が困難である）	添付書類不要 ※失業の場合：雇用保険受給資格者証や離職票など

（注）（ア）実際に同一の住居に居住している場合は、住民票が別であっても基本的には同一生計とみなします。

（イ）二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、その証明書類（客観的に生計実態が別であることを証明できるそれぞれの契約者が記載された公共料金（電気料・水道料の両方）の領収書（直近のもの）のコピー等）を添付してください。

（ウ）単身赴任等で一時的に住民票が別である場合も、同一生計として取り扱います。

5. 審査結果

審査結果は、就学援助の受給認定の方には学校から認定通知を送付します。また、否認定の方には教育委員会から否認定通知を送付します。

6. 注意事項

(1) 申請は毎年、学校ごとに必要です（自動更新ではありません）。

小、中学校に生徒児童が居る場合は、それぞれに申請が必要です。

(2) 就学援助の審査には住民税の申告をしていることが必要です。申告をしていない方は審査できませんので、必ず申告を済ませてください。

(3) 就学援助申請後、世帯状況・生活状況に変更があった場合は、必ず学校へご連絡ください。

①就職・婚姻等により申請内容に変更がある場合

→ 新しい世帯構成及び所得状況で再申請が必要となります。

②生活状況が好転し、援助が必要なくなった場合

→ 「就学援助辞退届」の提出が必要となります。

（注）認定取消となった場合は、支給した援助金を返納していただく場合があります。

問合せ先

詳細は、通学する学校、または学校教育課庶務係（電話525-3782）までお問い合わせください。